

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表(第1条関係)

改正案			現 行		
<p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、<u>第12条</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。) 並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条<u>から第13条まで</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。) 並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定			前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略			省略		
第12条	省略		第12条	省略	
第15条第1項	省略		第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
第39条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長		入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条
	省略			その児童	園児
2 省略			2 省略		

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表(第2条関係)

改正案	第1条関係改正後
<p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条<u>から第13条まで</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20</p>	<p>(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、<u>第12条</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20</p>

第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略		
第12条	省略	
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
	及び	並びに
省略		
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	省略	
省略		

2 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項本文中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、

条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略		
第12条	省略	
省略		
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	省略	
省略		

2 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 省略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1号の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。

9 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 第5条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく

附 則

1～7 省略

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

8 園児の登園及び降園の際等の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書に規定する職員のうち1人は、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

9 第5条第3項に規定する職員の数の算定については、当分の間、同項の表備考第1号に定める者に加えて、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。)を同項に規定する職員の数に含めることができる。この場合において、これらの者は、教育課程に基づく教育に単独で従事してはならない。

10 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の規定の適用については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数を限度として、同項の表備考第1号に定める者に加えて、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を同項に規定する職員の数に含めて算定することができる。この場合において、当該者は教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前2項の規定を適用する場合には、第5条第3項の表備考第1号に定める者を、同項に規定する職員の数の3分の2以上、置かなければならない。

教育に従事してはならない。

13 第9項から前項までの規定により第5条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所有者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。